

愛知県青少年保護育成条例に基づく有害がん具類の包括指定の例示

次のものは、愛知県青少年保護育成条例第10条第2項の規定による性的な有害がん具類(包括指定)の一例です。

| 種別 | 商品名 | 会社名 |
|-----------|---------------------------|---------------|
| 性的な有害がん具類 | TENGA ORIGINAL VACUUM CUP | 株式会社 TENGA |

☆ 上記のもの以外にも包括指定の基準に該当するため、性的な有害がん具類となるものがあります。

包括指定による性的な有害がん具類の基準は、条例等で次のとおり定められています。

○ 愛知県青少年保護育成条例第10条第2項

知事は、次に掲げるものについては、審議会の意見を聞いて、規則で有害がん具類として指定することができる。

- (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類
- (2) 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

○ 愛知県青少年保護育成条例施行規則第6条

条例第十条第二項の規定により、専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類で次に掲げるもの及び使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着は、有害がん具類とする。

- 一 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
- 二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの
- 三 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。)